

野田市福祉施設苦情解決システム運営要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和3年12月28日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第313号

野田市福祉施設苦情解決システム運営要綱の一部を改正する告示

野田市福祉施設苦情解決システム運営要綱（平成13年野田市告示第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「（別記第1号様式）」を削る。

第6条第3項中「（別記第2号様式）」を削る。

第8条第3項中「（別記第3号様式）」を削る。

別表中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。